

第五十一回 参議院地方行政委員会會議録第二十九号

昭和四十一年六月二十一日(火曜日)
午後一時十九分開会

委員の異動

六月十七日

辭任

山高しげり君

補欠選任

市川 房枝君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岸田 幸雄君

小林 武治君

沢田 一精君

加瀬 完君

原田 立君

小柳 牧衛君

高橋文五郎君

津島 文治君

天坊 裕彦君

林田修紀夫君

占部 秀男君

鈴木 壽君

松本 賢一君

永山 忠則君

上田 稔君

鮎川 幸雄君

大西 正男君

佐久間 彊君

柴田 護君

事務局長

自治大臣

自治大臣

自治大臣

自治大臣

自治大臣

自治大臣

自治大臣

自治大臣

説明員

自治省財政局指
導課長

及川 謙三君

常任委員会専門
員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査
(特別職の地方公務員の私企業への関与に關する件)

○首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のため
の国の財政上の特別措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岸田幸雄君) ただいまから地方行政委員会
を開会いたします。

特別職の地方公務員の私企業への関与に關する
件を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願いま
す。

○小林武治君 自治大臣に伺いますが、最近どう
も地方公共団体の特別職の者が私企業等の兼職が
非常に多い、こういう傾向を聞いておりますが、
これについて大臣どうお思いになりますか。

○国務大臣(永山忠則君) 知事や副知事が会社等
の役職を兼務しておるということに対しては、
は、当該府県に対して諸般をする会社等について
は兼職禁止ということになっておりますが、その
他につきましても、特別に法的な規制を受けては
いないのでございますが、しかしその職務遂行に
支障を来たしたり、あるいは国民の良識に反する
ような多額な報酬を受けたりというよりなこと
は、好ましくないものであると考えておるので
ございます。

○小林武治君 自治大臣は、最近地方団体がむや
みに何か出資をするとか、公社をつくるとか、そ
ういうふうなことを盛んにやっていると、それに對
してはいろいろ役員を出しておる。私はこれは非
常に弊害が多いので、兼職そのものは私は禁止し
ろとは思いますが、ああいう傾向はよろしくな
い。県が当然やるべき仕事を、やれ何とか社、何
とか団というものをつくって、そしてそこへ県か
ら直接役員を派遣する、こういうようなことは、
県の責任を明確にする点からいうても私はよろし
くない。したがって、ああいう会社をつくること
はもとより、団とか社とか、こういうものをむや
みにつくる傾向について、ある程度私は地方団体
の反省を求めるのがしかるべきじゃないかと、こ
ういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(永山忠則君) 私は、本来役人をつか
し、機構をふやして、役人国家にするということ
自体に対しては、国・地方を通じて自衛すべき
であるということを中心として、本年度
予算編成にあたりまして、行政機構の整理も
いうべき、あるいは悪く言うならば行政の隠れみ
のというふうな状態であるかのごとき懸念を受け
るような、諸種の団体等をいたすにつくるとい
うことは、厳に禁止すべきである、やらざるよう
指導すべきであるということを中心としていたし
たのでございます。

したがって、本年度政府の予算編成方針に
おきまして、公団、公社等、新しいものは原則
的に認めない。なお、機構を拡大をいたす、ある
いは増員をするという点についても、原則的にこ
れを自衛するという方向に進んでおりますので、
地方に対しまして、そういう方向でいくべきで
あるということを中心として指導してまいって
おるのでございます。

○小林武治君 国がそういうことを自衛して
おる。同様、地方団体もそれにならうべきである。
こういふふうなお話であります。地方に対して

何かそういうふうな勧告、注意をされましたか。

○国務大臣(永山忠則君) 私は、しばしばあらゆる
機会を以てこれを主張をいたし、ことに理事者側の
会合等、また各所に行きましてこのことを第一
義に主張をいたして、また、国もそういう方針で
あり、地方もそういう方針でいくべきであるとい
うことについての通達を自治省もまた出して、自
衛を促したような次第でございます。

○小林武治君 通達を出しておりますが、現に、
○政府委員(佐久間彊君) ただいま御質問のあり
ましたそのものすばりのことを通達いたしました
ことはございせんけれども、財政運営の通達の際
におきまして、そのようなことにつきまして注
意をいたしましたこともございせんす。

それから、東京都議会の問題に關連をいたしました
て、交際費の運用等について自衛を促したことも
ございせんす。そのほか、ただいま大臣が述べに
なりましたように、いろいろな機会に、大臣が上
に立つ者の行動につきましても、自衛自戒するよう
にということを中心としておるわけですね。

○小林武治君 これはですね、大臣が言うたくら
いではだめで、正式な通達でもはっきり出してほ
しい。そのものすばりといえはすばりの通達を出
してほしいと思っておりますが、その点どうですか。

○国務大臣(永山忠則君) お説のようにそのもの
すばりで、公団、公社あるいは特殊会社等、種々
のものをつくっていくというよりなことについては
、厳に慎むように、今後通達を十分出し、指
導する考えでございます。

○小林武治君 この際何っておきたいのでありま
すが、いまの公団や公社どころではない、株式会
社の営利会社に出資をして、そしてその営利会
社の社長とかあるいは取締役とか、こういうこと
を兼任、兼務をして、しかもこれに対して相当多
額の報酬をもらっておる。こういう事実をわれわ

これは見聞きするのではありませんが、そういうことにつきまして、大臣は御存じでありますか。

○国務大臣(永山忠則君) 営利会社と申しますか、そういうような関係のものがあることを承知いたしておきます。この通達に對しては、公団、公社あるいは特殊会社等はもちろんであります。営利会社等に対しては出資をいたしてやるようなことについては、さらに厳重に指導して、さういふことのないようにいたしたいと考えます。

○小林武治君 私、いまの出資をしたり、むやみに国とか社とかというものをつくって、そうして県庁がやるべき仕事をそういうところにかまして、それによつて背後において綱紀がある場合においては乱す、こういう相当な事実がある。もし大臣が知つておつて、相当な報酬をもらつておることを知つておつて黙つておるとすれば、私はこれは自治省の大臣として怠慢じゃないか。知らなかつたとすれば、そういう事実があるということについては、私ははつきり申し上げますが、こういうことについて、この際私は、たとへば出資にしまして、あるいは社をつくり、団をつくるにしても、全部これは公金で、税金でできておる。その税金でできた、出資した、そういう公団に重役として入つて、個人が報酬をもらうというところは、これはとんでもない間違ひだ。たとへば法律でこれを禁止しておるか別として、非常なこれは綱紀の紊乱になる。こういうふうに思いますが、その点は大臣は同感であらうと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(永山忠則君) 自己の負担において出資をせずに、県その他の地方団体が出資をいたして、そうしてその会社もしくは関係団体の責任的地位になつていく場合におきまして、報酬の問題は、これは国民常識に即応いたして考えるべきものであると思ひます。これが一律に、全然報酬をいたさなければならぬというふうな規定に必ずしも断定はできたいと思ひますが、常識に反するようにならないように、自衛をい

たすべきであると考えるのであります。

○小林武治君 いま私はできたら、全国そういうのが各府県にもあるのですから、一度お調べを願つたらどうかと思ひますが、こゝへ調べて出せとまでは申しませんが、そういう事実がある。私はここで二、三名前を出してもいいが、それだけはいきよはやめておきます。したがつて、ひとつ自治大臣が責任を持つて、こういうことはよろしくないというふうに、厳に地方団体の自衛を求め、こういうふうな措置をとつていただければならぬ、私は、私はきよははこれの程度にしておきたいと思ひますが、この点について、ひとつ大臣のお考えを伺つておきます。

○国務大臣(永山忠則君) お説の点については、十分ひとつ御趣旨のある点を尊重いたしまして、指導いたしたいと思ひます。すなわち、私は今日、地方の自治体というものが国民的信頼を得なければいけないということを強く主張いたしておきます。そのことは、大幅な財源及び事業委任をいたしまして、自治の本質を確立しようという場合におきまして一番大切なことは、理事者あるいは議事指導者等の人々が、それを正すということであらうと思ひます。これが国民の信頼を失うような行動に出ることは、地方財源の確立の上においても、これは非常なる支障を来すのでございまして、そこで申し上げることはどうかと思ひますが、予算をやる場合におきまして、絶えず大蔵省との折衝の難点は、地方自治のあり方に対しては、国民的信頼を得なければ、思い切つて國の金を回すことは困難であるというようなことを強く事務当局も言つておるよう次第でございまして、この指導者がそれを正すということに對しましては、今後厳に指導いたしたい。

その一環として、やはりこれらの公社、公団、その他特殊会社、会社等はその地位を得ましたところの關係者が、国民の常識に反するような報酬等を受けるということは、やはり厳に自衛をすべき重大なる問題であると考えますので、自治省と

いたしましたが、よくその実態を調査をいたしまして、ケース・バイ・ケースによつて、具体的にまたお説等を尊重して、指導に万遺憾なきを期するようになつたと思ひます。次第でございまして。

○小林武治君 私は、自治省が地方団体のために、一生懸命に予算その他の要求をされるのは、けつこくだと思ひますが、自治省というのは単なる自治団体の代弁機関であつてはいけない。私は監督その他におつとめになるのならば、同時に自治団体も自衛して、いま、ときどきそのほかの問題でもいろいろな問題において地方団体の腐敗が伝えられておる。そういうことについても相當に警告をするなり、あるいは反省を求めるなり、そういう面においても私は自治省の役目があると思ひます。そういう役目においてもひとつ怠ることのないように特に注文をいたしまして、私はきよの質問はこれでとどめます。

○加瀬完君 関連して。いま大臣は、それぞれの判断は良識に待つべきだといふ御答があつたわけですが、国家公務員でも地方公務員でも兼職は禁止されているといふたで、まづなつておるわけですから、特別職であらうとも、兼職といふものはこれに準じてみずからやむを得ないことではないでしょうか。それを特別職であるといふと、いま小林委員の御指摘のやうに、兼職をするのが通例になつておるといふことは、これはいわけゆる公務員としての良識には、はなはだ私は欠けてくると思ひますが、この点はどうお考えになりますか。

○国務大臣(永山忠則君) 法律に抵触しないがゆゑに良識に反した報酬等を受けるというやうなことは、厳に慎みすべきであるというやうな考えでございまして、やはり兼職問題に關しましての報酬に關しては、一そうひとつ良識を持つてやるやうに十分指導いたしたいと思ひます。

○加瀬完君 それから地方の公社、公団あるいは協会といつたやうなものは、その地方団体が債務保証をしてゐる場合が多いわけですね。一方公営

企業、これからかかりますが、公営企業なんかは独立採算制とか、あるいは財政の健全化といふものをうたつておるわけですがね。一方、公社とか協会とかいふやうなものになりますと、ある場合は貧弱な市町村団体のやうなものでもこれに對して債務保証をしてゐる。こゝなつてまいりますと、これに赤字が生ずるときは、その債務保証を当然自治体が背負わなければならぬといふことにもなりかねないわけでありまして、これは一方において公営企業の健全化を進めてゐる一方において、赤字が出れば私の方で全部引き受けますよといふ行政をしておつては、どうにもならないと思ひます。この点はどうお考えになりますか。

○政府委員(柴田護君) 債務保証の問題につきましては、法人の場合は自治大臣の承認が要ります。したがつて、自治大臣の承認というものを通じて債務保証等の適正化と申しますか、財政上支障のないやうにすることは行なわれるわけでございます。ただ利子補給その他の問題等につきましては、御承知のとおり、御指摘のやうな財政全体を危殆におとしめるやうな心配があるわけでございます。その辺につきましては、従来から厳に注意をいたしてまいつておられますけれども、なお財政全般の運営指導方針といつたやうな契約を通じて将来の財政を危殆におとしめることのないやうにといふ趣旨は、常時強く主張し、強く指導してまいつておるつもりでございます。しかし、現実におきましてそういう事態があることはこれまで事実でございまして、今後とも十分注意してまいりたいと、かように考えます。

○加瀬完君 この法人に對しまして自治体が債務保証をする場合の基準といふことが、あるいは限界といふものがあるのですか。その自治体の財政規模なら財政規模に応じて、債務保証はどれくらい

のワクといつたやうなものがあるのですか。

○政府委員(柴田護君) 法律上特別のワクはございせん。ございせんが、実態判断をいたしまして、債務保証をせざるを得ないかどうか、それ

によつて将来の財政にどういふ影響を及ぼすかといふことを、その団体が持ちまする財政能力と相關的に判断をして扱つております。

○加瀬完君 この首都圏にも関係がありますが、近郊都市では土地開発なんかに対しまして、これは協会の公債等をつくりまして、これに議員が入つておられるところもあります。理事者は議員も入つておられる。そして利子補償をしておられるわけですね。この運営が円滑なときには、議員までがその理事者に入つておつて、どこでチェックできますか。こういうことを許しておりますか。自治省ではどう指導なさつていらつしやいますか。

○政府委員(柴田護君) 財団法人をつくつて、いわゆる公社、公団——まあ公社でございます。財団法人である公社をつくつて、その役員の中に、先ほど来御指摘のございましたように、役員に關係者が入る、そしていろいろ問題を起すといふことは御指摘のとおりでございます。これは、しかし押え方といたしましては、財団法人でございます。この認可事務は具体的には知事にまかされております。したがつて、なかなかそういう法的のチェックはむずかしいのでございます。けれども、私も私どもといたしましては、そういう方法によることは望ましくないといふことは、かねてやかましく言つてきています問題でございます。

債務保証をいたします場合には、先ほど申し上げましたように、自治大臣の承認というチェックがございます。しかし、その他の契約を結ばれたときにおきましては、これは押えようがない。具体的には、公式に申しますれば、これは議会における糾弾、議会における審査を通じて問題にすべきものでございますけれども、實際問題として、その関係者が入つておられるわけですから、なかなかうまくいかない。自治省といたしましては、そういう形における公団の乱設といふことは望ましくないといふことでござつて指導してきておるわけでございます。

ただ、そういうものができてまいります動因

は、やはり資金面の不十分さと申し上げます。か、地方債資金が十分じゃない、そこで財団法人を通ずる一時借り入れ金の運転といふことによつて仕事を進めよう。いずれそれは、それらの仕事によつてできまする宅地なり、なんなりといふのが出るのだから、やがて回収できるのじゃないか。こういうところからくるのでございます。もとをたゞししますと、それはそれなりの、そういうものをつくつて逃げようといふ一つの理由と申します。か、そういうものが資金的な面であるといふように考えるわけでございます。したがつて、今後そういうものをどうするかという問題につきましては、かねてから私も内部では議論を重ねておりました。一切そういうものを認めないという方針で、従来どおりの方針を貫いていくべきであるか、あるいはむしろそういうものをある程度ちゃんとしたルートに乗せて、そしてそれを正規の監督ルートに乗せたほうがいいんじゃないかといふ考え方もあるわけでございます。いずれを是とするか、もう少し議論を重ねてみたいといふことで、検討いたしておるわけでございます。

ただ、いままでの私どものとつてまいりました態度は、そういうようなやり方ではよくない、そういうものはつくらぬようにしてほしいといふことでやつてまいりました。しかし現実の事態を考へてみますと、その主たる動因が別個のところにあるといたしますならば、そういうものの動因を無視して、一切それはだめだといふ態度をとるのも疑問があるのではないかと。したがつて、いずれは、どういふ方法をとりますか、その辺のところは、はつきりした措置をとつてまいらなければならぬ。どうも、いままでのように、ただ公社をつくることは一切だめだといふ指導では、地方の実態に即したものが出てくるのではなからうかという感覚を持つて、検討いたしておる次第でございます。

○加瀬完君 これで終わりますが、公社や協会がまるで不動産屋同然のことをしておつて、いままでは土地の値上がりというのが急カーブで来まし

たから、どうやら採算はとれて、あまり赤字にもならなかつたでしようけれども、かりに土地価格というものが安定する方向に政治的な方針が打ち出されて、一応いままでのようなぼろいもうけができなくなつた場合は、自治体によりましては、全部見込み違いになりまして、赤字の原因にもなりかねないわけですね。ですから、いままでそういう形で進んできたものは、相当地方自治体のワケをこえて財政負担になるような方向といふものに対しては、ブレーキをかけていただかなければなりませんし、これからそういうものをしようといふものに対しては、もっと嚴重なワケをはめなければ、これは自治体の財政措置といふことから当を失ふことになるかと思つて、このころから、これは個々の事例によつても内容が違ひましようけれども、十分監督をすると言ひましようか、指導をする方針は、もつと固めた、強いもので臨んでいただかなければ困ると思つた。

これは希望意見になりますけれども、以上お願ひをいたしまして、質問を終わります。

○委員長(岸田幸雄君) 本件に関する本日の調査は、この程度にいたします。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題にいたします。

まず、先般提出の資料の説明を簡単に願ひます。自治省及び川指導課長。

○説明員(及川謙三君) 先回の委員会でお求めのありました資料につきまして、自治省関係の資料から御説明申し上げます。資料はまづ白のものと、若干色のついたものがござりますが、色のついたほうが自治省の関係の分でございます。

お求めのありました自治省関係の資料は、大きく分けまして三つござります。目次的に書いてあります一番上の紙に(資料1)、(資料2)、(資料3)と書いてありますように、1では、新産業都市建設並びに工業整備特別地域に対する昭和四十年年度、これは初年度でございますが、国の財政特

別措置の措置状況、これに関連しまして、新産業と工特の建設整備事業の実施状況を、道県と市町村とを掲げてござります。第二には、今回の首都圏、近畿圏内の近郊整備地帯、地区、あるいは都市開発区域に含まれる地方公共団体の財政力指数の調べでございます。第三には、首都圏、近畿圏の特別措置の場合と、その措置がなされなかつた場合、一般措置の場合の比較を、設例を設けて、図解でもつて示しております資料でございます。

まず(資料1)の「新産業、工特建設事業のうち特別措置対象事業の昭和四十年年度実施状況と特別措置額」、第一ページの表でございますが、これは道県、北海道と関係の実施状況と、特別措置であります特別かさ上げしました地方債の許可額の関係を示した表でございます。末尾に掲げてござりますように、合計欄で、総事業費が六百億四十二億余でございますが、国庫負担金、市町村負担金等の特定財源を差し引きましたそれぞれの道県の負担額の合計額が百七十一億でございます。この道県負担額に對しまして、利子補給の対象になります新産業債は五十六億五千九百九十九万という概算額を出しております。当然百七十一億一千五百萬に對しまして通常充當率、事業種別ごとに違ひますが、大よそ四〇%部分がすでに含まれておりますので、約六十二億ほど通常の地方債が充てられておりますので、その利子補給の対象になります新産業債五十六億と六十二億ほどの合計額が長期の資金であります地方債でまかなうことになり、四十年年度の税収その他のその年度の財源をもつてまかなうべき部分を非常に少なく、いわば軽減をしていく措置でございます。

次に、第二ページには、市町村の実施状況と、市町村の場合の特別措置の方法でございます。国庫負担額のかさ上げ額につきまして道県別に掲げてござります。末尾の合計欄で総事業費は三百五十四億でございます。そのうち補助基本額が二百七十六億でございます。その差は補助に對する繰ぎ足し額に相当しておる額でございますが、国庫

負担額のかさ上げにつきましては、補助基本額を基本にして計算をしておりますので、この補助基本額に定めます市町村の負担額は百三十八億に上っております。国庫負担額は百三十四億で、いふや費用がその中に含まれておりますが、大よそ五〇％の補助率になっておることがこの表で示されておると思ひます。これに對しまして十三億四千二百萬のかさ上げが概算として見込まれております。国庫負担額の百三十四億五千萬元に對しまして、ちょうど一割に相当します十三億四千二百萬ほどが昭和四十一年度国庫予算から清算的に関係市町村に交付される予定でございます。

次に、三ページに（資料二）としまして、首都圏、近畿圏のこの法案の対象地域内の関係地方公共団体の財政力指数の表を、都道府県別が三ページ、四ページに市町村の関係を記載してございまして、都道府県の財政力指数では、昭和三十八年度、三十九年度、四十年の三カ年平均を一番右の欄に掲げてありますが、ちょうど山梨県が〇・二六、これは分母が、地方交付税算定に用います基準財政需要額を分母にしまして、その団体の基準財政収入額を分子にしまして、その分数の数値でございます。神奈川県、大阪府、東京都は、いずれも分子のほう、いわば収入のほうを上回っておりますので、一・三三、一・二二、一・一八と上回っております。それが地方交付税が交付されない不交付団体と称されております都府県でございます。この都府県につきましては、この法案の措置では、利子補給の対象になっておりませんし、利子補給の対象になりました山梨県以下兵庫県までの団体につきましては、この指数の高によりまして、最低二六％の山梨県には利子補給を三分五厘をこえて、公募の場合には八分まで、政府債の場合には六分五厘までの間を金額補給し、財政力指数が最高の交付と不交付の境目の一・〇に至るまでの段階の各県の利子補給の度合いを、この指数に応じて割り落とそうという、そういう算式に用いる財政力指数でございます。

次に、四ページでは、市町村の関係の数と該当の市町村名を掲げてございます。まず財政力指数の刻みとしましては、〇・三〇未満と、〇・三〇から〇・五〇まで、〇・五〇から〇・七二まで、この〇・七二は全国市町村の財政力指数の平均の指数でございますので、平均を一つの指標にとりまして、次に〇・七二から交付税の交付になるか不交付になるかの境の一・〇、それから一・〇以上というふうに区分をしまして、各欄のカッコ書きは、全体の該当団体数を百にした場合の百分比の指数でございます。かりに近郊整備地帯につきまして、首都圏の場合には、近郊整備地帯を見ますと団体数は十九になっております。そのうち〇・三未満あるのは〇・五〇未満はいずれもございまして、〇・五〇から全国平均までの間にあつた市町村が五団体、全国平均の〇・七二から交付、不交付の境の団体が四団体、不交付団体が十団体、しかも比率が五三％で、半分以上不交付団体の市町村が含まれておる。それらの関係を示した表でございます。

以下四ページ、五ページには、近畿圏の関係を示してございます。次に、六ページには、この特別措置法案による特別措置を講じた場合と講じなかつた場合の比較を、(1)では都道府県の場合、(2)では市町村の場合を、設例を設けて掲げてございます。要点を申し上げますと、左の欄が特別措置を講じた場合でございます。これは地方債のかさ上げをいたしたもので、ちょうど右の図の講じなかつた場合の地方債は六千萬元でございますが、特別措置の場合にはその上に五千四百萬元の地方債を充當いたします。その結果、地方負担が一般の措置の場合には一億三千九百萬要しますところを、特別措置の場合には三千五百萬プラス五千萬、つまり八千五百萬元で済むこととなります。そのほかに五千四百萬元と四千六百萬の合計、ちょうど一億円が利子補給の対象にいたすという結果になります。市町村の場合には、ちょうどこの設例の場合には、計算方式上引き上げ率が一・一八、一割八分増しになるわけでございますが、一般の措置の場合には、総事業費が三億かかります場合に、地元負担が一億四要するという場合に、特別措置を講ずることによりまして、二億に對する一割八分増しの三千六百萬円がかさ上げて翌年度清算交付されますので、当該年度は一億を出してあります。翌年度三千六百萬交付されますので、実質的にはその事業に對する地元の負担が六千四百萬元で済むというその関係を示した表でございます。

次に、別刷りで「道路事業等のために農地を買い取られる者に対する営農対策について」という資料がございます。これはまづ白い三枚つづりの資料でございますが、道路事業等のために農地を買い取られる者に対する営農対策についての資料を提出するようにという御指摘でございました。自治省、首都圏整備委員会事務局、近畿圏整備本部、三者でいろいろ現在まで政府におきまして、この表題に關する方針あるいは要綱的なものを検討いたしました結果、政府として今日この表題に關連する正式の政府施策の実施にあたつてその準拠してある要綱は次に掲げたいものとしまして提出をいたした次第でございます。これは損失補償基準要綱を掲げてございます。

次に、その末尾にございまして、首都圏内の各都府県の農林漁業にかかる振興計画の、現在各都府県で持っております計画の事業費を集積した表でございます。それぞれの県におきましては、農林漁業の振興のために一千六百四十億の総事業費を計画をいたしてございます。その計画期間が若干まちまちでございますが、計画期間も、それぞれの事業別に示して、参考までにこれを資料に追加してございます。

以上、簡単にございまして、説明をいたします。○委員長（岸田幸雄君） 次に、首都圏の鮎川事務局長。○政府委員（鮎川幸雄君） 首都圏整備委員会から提出いたしました資料について簡単に御説明申し上げます。

資料といたしましては、「首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律案関係資料」というとした資料によつて御説明いたしますが、項目をいたしましては、第一は「上水道、下水道の概況」、「義務教育施設の概況」、「福祉施設の概況」、「首都圏における水資源について」、「鉄道路線の概況」、この五項目でございます。

まず第一に上水道、下水道の關係でございますが、これはまづ中の表で御説明申し上げます。近郊整備地帯と都市開発区域に分けて掲げてあります。近郊整備地帯の行政区域人口が六百萬余人、これに對する計画給水人口が五百三十九萬、給水人口が三百九十三萬人、都市開発区域においては、行政区域の人口が百七十一萬一人、計画給水人口が百六十六萬一人、給水人口が七十九萬一人、こういう状況でございます。

次に下水道でございますが、下水道は一ページの下のほうに、これは面積で掲げておるわけでございますが、行政区域が近郊整備地帯で六十六萬七千ヘクタール余でございます。これに對して市街地面積、これは一定の基準によつて市街化されている地域の面積でございますが、二萬九千六百六十三ヘクタール、排水区域の面積が三千四百四十六ヘクタール、下水の処理施設の設けられております処理区域の面積が八百九十ヘクタール、次に、都市開発区域でございますが、行政区域面積が十七萬九千ヘクタール余、それから市街地面積は五千二百七十七ヘクタール、排水区域面積が九百二十三ヘクタール、処理区域の面積が四百三十三ヘクタールでございます。

次に義務教育施設の概況でございますが、これも近郊整備地帯、それから次に都市開発区域に分けて掲げてありますが、まず近郊整備地帯につきましては、二ページの一冊下の欄を見ていただきますが、ここに總数を掲げてあります。小学校につきましては、校数が二百五十六、教室数が五千三百四十四、学級数が四千八百九十一、生徒数が十八萬九千五百六十一、中学校が、校数が百四

十、教室が三千二百二十四、学級数が二千二百九十三、生徒数が九万五千二百八十七人。次に都市開発区域も、小学校、中学校に分けて四ページの下に総計を出しておりますが、これは省略させていただきます。

次に福祉施設の概況でございます。これは社会福祉事業法に基づく各福祉施設の概況を近郊整備地帯、都市開発区域に分けて掲げておるわけでございまして、一番上の欄に、児童福祉施設と保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生保護施設、婦人保護施設、精神薄弱者援護施設、社会福祉事業法による社会福祉施設、総数、こういうふうに掲げておまして、合計の欄でございまして、さきと、この施設の総数は、この近郊整備地帯数と都市開発区域の合計でございます。それに定員と現在員、なお、このカッコの数字、カッコ外の数字は、カッコの数字は一応定員を掲げておるわけでございまして、カッコ外の数字は現在員でございます。ただ、これは資料のとおり方によりまして現在人員のわからないところは定員を掲げておるわけでございまして、そういう点で二つの数字を用いておるわけでございまして、この概況は、この一番上の合計欄で掲げておるとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に首都圏における水資源の問題でございます。これは先般も申し上げましたように、水の関係の資料につきましては六ページの一冊下にございまして、首都圏整備委員会が水の問題について委員会として仕事を、権限としてはつきりいたしましたのは、首都圏整備法の改正によるものでございまして、これは昭和四十年六月一昨年の法律改正によって入ったわけでございまして、そこで、この改正後、首都圏整備委員会におきましては、まずその調査をする必要があるということでございますが、この六ページの上段におきましては、昭和四十一年度におきまして、ここに掲げておられますように、首都圏整備に関する水の供給体系を確立するために、四十一年度の調査予定といたしましては、首都圏の賦存水源に対する調査、

水の使用状況等に関する調査を実施いたす予定でございます。実はこの調査が完了いたしました。この前お話しございました首都圏の水の状況はどうかという資料は提出いたしかねるわけでございまして、そういう状況にあるわけでございまして、これは三カ年ないし四カ年の計画で調査を実施したいと考えておるわけでございまして、ただ七ページには、すでに関係各省におきまして水の計画あるいは水資源開発計画を実施いたしておるわけでございまして、それを掲げたわけでございまして、ここに掲げておきますのは、経済企画庁におきまして、水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画をつくっておりますが、その開発計画の内容の概略でございます。

まず、これについて簡単に申し上げますと、第一は、昭和四十五年度における利根川水系における水の用途別の需要の見通しはどうかとなっております。こういう点でございます。上水道用水が約毎秒五立方メートル、工業用水が約毎秒三千立方メートル、農業用水が約毎秒四千立方メートル、合計百二十立方メートルが必要である。こういう需要の見通しをいたしまして、これに対する供給をいたしましては、その七ページの下にございまして、現に工事中でございます矢木沢、下久保ダムあるいは神戸のダム群、さらに利根川河口に、あるいは霞ヶ浦、印旛沼における湖沼の開発、こういうことを行なうて毎秒百二十トンの需要に對して対応しよう、こういう計画でございまして進んでおるわけでございまして、

次に、八ページでございますが、地方鉄道の状況というお話でございましたが、八ページ以下に近郊整備地帯及び都市開発区域におきます国鉄、私鉄に関する鉄道名、線名、区間等を掲げたいたした次第でございます。この詳細については説明を省略させていただきます。

○松本賢一君 字がわからないところがあります。六ページの賦存というのとは何ですか。

○政府委員(鮎川幸雄君) 賦存と申しますのは、首都圏に現に存在する……。

○松本賢一君 既存というのとは違ひますか。

○政府委員(鮎川幸雄君) 大体そのように考えていただいてけっこうだと思ひますが、現にあるものという……。

○松本賢一君 どうしてこんなむずかしい字を使ふんですか。

○政府委員(鮎川幸雄君) これは、こういう水の資源のときには、関係者は比較的こういう賦存水量というのを使っているわけでございまして、

○政府委員(上田稔君) 近畿圏に提出するよう求められた資料について御説明を申し上げます。

「水資源の開発について 近畿圏整備本部」という資料がございまして。近畿圏の水事情につきましては、やはり首都圏と同じように、急速に増大することが予想されまして、特に地下水源の取水が地盤沈下に影響を与えるという区域が非常に多うございまして、河川、湖沼水源による依存度がますます大きくなってきております。したがって、工業用水等の需要を確保をはかりながら上水道、工業用水等の需要に對処するために、農業水利の施設の改良、また上水道供給の広域化、工業用水の回収水の利用、工業用水道の普及等、水利利用の効率を高めて、積極的に水資源を開発して、河川水の供給量の増大をはかるようにいたしておるわけでございまして、

まず、地域別に申し上げますと、この淀川地域は一番水不足に悩む場所でございますが、これにつきましては、水利利用の合理化をはかるとともに、琵琶湖の総合開発を主体に、淀川の上流、また猪名川等の多目的ダムの開発、これを促進をいたしまして、供給を確保いたさなければならぬというふうな考えております。特に琵琶湖につきましましては、近畿圏におきまして最も貴重な大きな水源でございますので、これをぜひ開発をさせていただきたいというふうな考えておりますが、琵琶湖はまた地区住民の方々と何百年、何千年という間、ともに生きてきておられるものでございまして、生活上に非常に強い結びつきがござい

ますので、その地方の総合的な開発を考えていかなければならないと考えております。

京都地域の用水の新規需要は、主として疏水の用水配分の調整を行なうほか、淀川上流のダム開発であるとか、あるいはまた宇治川等から取水をはかるというふうなことを考えていきたいというふうな考えております。琵琶湖湖畔につきましましては、琵琶湖の総合的な開発、琵琶湖に流入する河川の上流におきまして多目的ダムの開発、また琵琶湖から取水する用水施設の改良等というものをやっていきたいというふうな考えております。

それから、そのほかの開発地域等でございますが、播磨地域であるとか紀北地域及び奈良地域等につきましては、工業用水と上水道の需要が相当多うございまして、多目的ダムの建設であるとか、他水系からの導水をはかつていきたい。なお、北伊勢地域にありましては、木曾三川に依存する地域でありますので、その一環として考えていきたい、こういうふうな考えております。需要の見通しにつきましては、次の別紙に書いてございまして、四十五年度におきましては五十トン余りでございます。これは経済企画庁でいま考えておられます淀川下流の水需要のフルプラン、まだ案でございますが、それによつたわけでございまして、五十年度に至りましては、それがさらに八十トンにまでなる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長(岸田幸雄君) 質疑のおありの方は、順次発言を願います。

○加瀬完君 それは、局長さんの御説明のように、これから首都圏なり、近畿圏なりというのは発展をして、整備事業がこれに伴っていくというならば、おっしゃるとおりでけっこうです。しかし、実際は近畿圏なり首都圏なりというのは、ある程度自然発展をしてしまつて、財政上種々の問題が起つて、これに追いつけていくという方法がとられていくことになるわけでしょう。とられたということになるわけでしょう。で、このような方法をとらなければならぬ。で、この自治体自体では発展の財源をまかない切れない、その円滑を欠いている一番の問題点は何ですか。

○政府委員(柴田謙君) 私からお答をするのが適当かどうか分かりませんが、やはり計画的に整備をはかっていることがこの整備計画の目的だろうと思つておられます。計画もなく、ただ適当に人が集まり、工場が集まつてきて、いろいろ、何らの整備と申しますか、そういう面の配慮なくして、ただひたすらに発展をしてきた、その結果いろいろ過密都市の問題が起つてまいりましたし、また周辺都市の無秩序な発展が起つていくことになるわけでございます。そういうことのないように整備計画を立て直して整備をしていくというところに、この首都圏及び近畿圏の整備の基本的な目標があると思つてござい

ます。したがって、まあいろいろ御指摘のように基本的原因といふれば、いろいろ問題が行政財政両面にわたつてあると思つてございすけれども、やはり基本にはそういう整備計画というものの計画的な処理といふか、そういうものの配慮が欠けておつたということに大きな原因があるであらうというふうに考えております。

○加瀬完君 首都圏関係の方に伺いますが、人口集中地区の都市化進行率といふものはどうなつていますか。これは先般総理府が発表しましたね。このまわりの一番激しい進行率の高いところはどこですか。

○政府委員(鮎川幸雄君) ただいまの御指摘になりました点につきまして御説明を申し上げます。まず概括的に申し上げますと、首都圏の、まず全体の概況から申し上げますが、首都圏と申しますのは、これは一都七県になるわけでありまして、昭和三十年におきます人口が二千四百五十万人であつたわけでございます。それが三十五年には二千三百七十八万、昭和四十年には二千六百九十六万、約二千七百万人になってございまして、この間、この十年間に相当首都圏全体として人口が集中いたしておるわけでございます。特にその首都圏の中におきまして集中の激しい地区は、概括して申しますと南関東地域でございます。北関東は、北関東と申しますと茨城、栃木、群馬、山梨をさして

るわけでございますが、この十年間の人口はほぼ横ばいという状況でございます。主として人口集中の激しい地区は南関東でございます。その南関東の状況も若干各地によつて差があるわけでございます。

○加瀬完君 都市を言つてくださいよ。

○政府委員(鮎川幸雄君) 都市と申しますと、たとえば近郊整備地帯には百六十五の町村がございす。

○加瀬完君 質問をよく聞いてください。人口集中率といふは、あるいは都市化進行率といふは、その激しい都市を一、二あげていただければいいのです。

○政府委員(鮎川幸雄君) 首都圏におきましては既成市街地といたしまして、東京都と神奈川、川崎などの地区を既成市街地といたしまして、その周辺の地域をこれを今度近郊整備地帯といたしておるわけでありまして。全般的には近郊整備地帯に周辺の人口が相当ふえてゐるわけでございますが、特に東京周辺の各地域は、特にその人口の急増がはなはだしいといふことでございます。

○加瀬完君 そんなにかげんなことを言つてゐるから結局その対策がいまいなものになるわけですね。内閣の統計局でも発表してゐるでしょう。しかも三十五年の国勢調査に就く本年の国勢調査によりまして、人口集中地区という、まあ総人口

五千以上の密集市街地にどれぐらい都市化進行率が増加したかという調査が出てゐるわけですね。どこでどれくらい人口がふえた、都市化が非常に激しいから首都圏整備としてどういふ仕事をしなければならぬという基本調査がなければ、対策も何もあつたものではないでしよう。県にしたところで、千葉県は五九%、埼玉県四七・三%、神奈川三一・七%といふふうになっておるわけですね。まあ調査がなければそれは聞きません。どうしてこれはふえたのですか、原因は何ですか。

○政府委員(鮎川幸雄君) いま御指摘のように、東京と神奈川、埼玉、千葉、この地区に人口がふえておるわけですが、そのうち一番ふえた率の多いのは神奈川、それから埼玉、神奈川が二八%、埼玉が二四%、千葉が一七%、東京は一二%、こういう状況でございますが、そのふえた中身を見ますと、東京は依然として人口はふえておるわけですが、その人口の集中の中身は自然増加が大部分でございまして、七割五分程度が自然増加で、あとの二割五分が社会増、その他の各県、南関東の各県は社会増加が七割五分で自然増加が二割五分、こういう概括的に申しますとふえ方をいたしております。

そこで東京に一度入つた人口がこの周辺の地域に非常に急激な勢いで出てゐる。土地の問題、またいろいろの事情があるかと思ひますが、南関東に集まるのは、過去におきましては東京中心であつたわけでございますが、東京の最も中心部は、御承知のように必ずしも人口はふえてゐない。東京中心部はふえてゐなくて、東京の人口増加の内容も、周辺地区の県との状況とは変わつてゐる。そこで周辺地区に急激に人口が増加をいたしておる、こういう状況でございます。

○加瀬完君 それは増加をしたといふことで、原因ではないわけでしょう。あなたの数字はどういう数字か知りませんが、内閣統計局によりまして、三十五年と四十年の国勢調査を比較しますと、都市化進行率の一番高いのは千葉県の五九%、それからさつき申しました埼玉、神奈川という順

序になってゐますよ。しかし他の二十五県では人口が減少してゐるのです。たとえば岩手、佐賀といったところは人口集中地域の人口すらも減つてゐるのです。そうならないでゐますと、一体、人口が一方では減つてゐる、一方では非常に人口がふえてゐる、この原因は何だといふものを究明しなければ、首都圏整備という問題からいへば、本質的なものは解明できません。この原因は何だと思ひますか。

○政府委員(鮎川幸雄君) 人口増加の原因、特に大都市における人口増加の原因等につきまして、いろいろな学説もあるくらいで、非常に複雑な内容になつてゐるわけでございますが、また、その点につきましては、私もさきに専門委員会等を設けて、その詳細な内容をいまききわめようといつておるわけでございますが、きわめて概括的な大ざっぱな表現で恐縮でございますが、大都市の人口増加というのは戦前から状況がございまして、各国とも都市におけるいろいろな諸要因、特に経済的な所得が高いとか、文化的な水準が高い、その他社会的ないろいろな諸事情等、こういう諸事情がありまして、特に首都圏の場合は政治、経済、文化の中心になつており、特に人口を吸収するいろいろな諸要因が重なつておる。そういう諸要因によつて人口が特に戦後においては増加を著しくし、またこの最近十数年はその傾向が高まつてゐる、こういう状況でございます。

○加瀬完君 人口減あるいは人口増の理由は、所得に原因がございせんか。

○政府委員(鮎川幸雄君) 所得も大きな原因であるかと思ひますが、結局生活水準が高い、あるいは所得が多い、あるいは生産活動が活発だといふ、いろいろな原因が、先ほど申し上げましたやうないろいろな原因が複合いたしておるのではないかと。何か一つあるといふことではなくして、いろいろな原因が重なり合つてゐるというふうに考えておるわけでございます。

○加瀬完君 中学校の社会科ではないですから、

あいまいなことを言っている限りは首都圏の問題は解決できません。首都圏の委員会ならば、もう少し何が原因だという本質的なものの究明ができていたと思うのですが、まことに意外です。所得の低いところが人口が減っているという具体例を私はここに持っておりません。全国で都市化の進行率の最も高い千葉県の知事が、最近地域別県民所得というものを発表いたしました。この発表に際して、所得水準は向上したが、地域別格差はますます拡大していると言った統計をあげております。それによりますと、所得の低いところは人口が減っているのです。所得が高いところは人口がふえているのです。これは内閣の統計でもそうです。昭和三十八年の全国平均を一〇〇とすると、東京のように二〇〇近く上がつているところもあります。神奈川は一六〇、大阪は一七五・七、これに対して、十八府県が平均以上であります。十七県は平均以下です。平均以下のところはやはり人口が減少をしております。

しかし、時間を急ぐ関係上、一番最近の昭和三十九年度の地域別県民所得というものを千葉県が発表しました。それによりますと、非常に格差がある。最高は東京湾内湾地帯で、これは最低の二・五倍を示しております。内湾は前年伸び率二四・二%でありましたものが、三十九年には三〇・六%というようにふえております。ところが一方はそれに対して五・四%というように低いのです。低いところは人口も非常に減っている。結局所得が低いところは生活ができないのですから、所得を得られず生活ができないところに移動をする。この地域格差がますます大きくなっている、こういうことを統計で説明をしているのですけれども、首都圏の関係から見てもこういうことが言われませんか。所得の低いところから、結局自然増ではない、社会増によって人口が移動するところに人口がふくそうする原因があるというお見立てはなさらないのですか。

○政府委員(鮎川幸雄君) 確かに御指摘のように所得の格差、所得の多いところに人が集まるといふことは一つの大きな原因であるかと考えられますが、先ほど申し上げましたように、それだけが大都市集中の原因かどうかにつきましては必ずしも一がいに言えないいろいろな問題があるかと思っております。首都圏における過去の十年くらいに、どういふ地域から人口が集中しているかというところを調べたところによりますと、大田東北、北海道、さらに九州方面からの人口移動が特に多くございます。なお、ほかの大都市間の交流もあるわけでございますが、大都市間の交流は転入、転出がほぼ大体似たような数字になりますので、これは移動だけでございます。社会増の大きな原因は、先ほど申し上げました地域からの人口が多いわけでございまして、その原因は、確かに御指摘のような点も大きな原因があるかと思ひますが、さらに政治、経済、文化、特に学校が多いとか、そういう文化的な施設がほかより整っているというふうないろいろな点もございまして、政治の中心であるというふうな点もございまして、必ずしも所得だけでは、人口集中の決定的な原因であるとは言いかねると思ひますが、非常に大きな原因になっているとは考えられます。

○加瀬完君 政治の中心であろうが、何も百姓が全部政治に関係するわけじゃないです。百姓で生活が立つのに、東京へ来て商売しようというところになりません。あなたがっしゃる、東北から非常に首都圏に入ってくるのが多い。昭和三十一年の一人当たりの所得は大体二十万円程度になっております。東京は三十四万円、これに対して岩手は十三万五千円、青森は十三万六千円、秋田は十三万二千円、九州の長崎は十三万、鹿児島は十一万、鳥取、島根は十二万九千円ということになるのです。個人所得。この個人所得の低いところにはやはり人口の減少が起こっている。それで、個人所得の高い東京三十四万、大阪三十万、神奈川二十七万というところに人口移動が行なわれているでしょう。

経済原因に人口移動の大きな理由があるという見方は、これはそういう見方をしなければ、この首都圏の問題は解決できない。これは何も首都圏の事務局長の責任ではございませんが、ここに見方を置かなければ、首都圏なんかどんなにいいつたて、地方がだんだん疲弊してくれば、首都圏だけでは間に合わないで、幾らでも人間がふえてくるのです。それをかぶって首都圏のワクの中の市町村は四苦八苦をする。それでいまこういう財政措置をしてもう一つしていただくと、解決できるかどうかはあとの質問に移しますが、解決できません。問題は、首都圏にこの人間を集めなくてもいいような経済状態というものを国策として立てなければ、問題の解決になりませんよ。大臣、これはどう思ひますか。

○国務大臣(永山忠則君) お説のとおりでございます。数字は違ひかも知れませんが、過去十年間に重工業、産業部門の近代化のために集中されました金額約四十兆円といわれておるのでございますが、地方の農村関係に投ぜられました費用は五兆円くらいではないかと、数字には自信を持っておりますが、私はそういうふうないろいろな点で想像いたしておるのであります。したがって、地域間の格差が非常に多く出まして、そして所得が一そう不均衡となり、さらにまた大都市への集中度が強まってきたのでございまして、この基本的な原因を排除しなければ解決するものではない。

したがって、集中してある都市の再開発、またさらに開発を要するところには思い切った開発をやる。それには政府の援助を得なければできない。公共事業並びに中小零細企業者並びに農業、山村の産業振興に思い切った政府が政策をいたしまして、地域間の格差を是正し、さらに大企業と中小企業の均衡を、これを是正をいたして、都市と農村の所得均衡を目ざす抜本的な施策をいたしまして、この問題を解決する必要があるのではないかと、この問題を感じておるのでございまして、お説のとおりであると考えております。

○加瀬完君 首都圏の方にも御認識をいただかなければなりません。勤労所得の割合の高いところは所得水準が高いのです。個人産業所得の割合の高いところは所得水準が低いのです。この問題を解決しなければ、首都圏にしても近畿圏にしても、根本的な解決は私にはできない。ですから、それらについてのこれは対策をお立てになる権限は、首都圏にも近畿圏にもないでしようけれども、原因の究明は十分私は研究をいたしました。かなければならない問題だと思ひわけです。

そこで、私、千葉ですが、千葉県における人口の動態調査を、首都圏の延長が激しくなつてまいりました昭和三十三年と三十七年を比べて調べてみました。九十四市町村のうち、人口減の市町村が六十一市町村、人口減の市町村が多いのです。ところが、ふえているほうは、その増加率を見ますと、千葉は六三%、市川が三五%、船橋五六%、松戸七七%、柏六七%、習志野五九%、八千代七三%、流山六五%、鎌ヶ谷七四%といったように五〇%以上ふえている市町村がたかさんある。これはお認めになりますか。こういう増加率を示しておる。いまと比較すればより激しいです。いわゆる首都圏が拡張し始めた三十三年と三十七年を比べてもこれだけの人口増がある。これはお認めになりますか。

○政府委員(鮎川幸雄君) ただいまお話がございましたように、千葉県の東側は人口減でございまして、東京周辺の近いところは急激に人口増をいたしておることは御指摘のとおりでございます。

○加瀬完君 これは自然増と社会増で比較をしてみると、自然増に対して社会増が沼南町は三十一倍、八千代町は六倍、鎌ヶ谷六倍、市川、船橋、松戸、柏、習志野二・四倍から四・八倍、社会増が断然多いのです。これは自治省に伺いますけれども、こういった社会増を受け入れる一体財源措置というものがいままです完全に行なわれておったんですか。

○政府委員(柴田睦君) 人口急増市町村に対してはいわゆる補正上、人口急増補正係数を使っ

て措置をしてきているわけでありませう。その措置のしかたは、国勢調査の人口を使ひませんで、住民登録の人口を基礎にして増加率を算定してあり、それによつて国勢調査人口を使ひますことによる欠点を正し、同時に増加人口に対処する公共施設整備の、むしろ地方債の償還財源といったような形で見てきたわけでございます。しかしそこらいろいろ問題がございまして、私も常に再検討を迫られてまいつておるわけでございます。

○政府委員(柴田護君) おそらく地方債の十五倍というのは、学校あるいは衛生関係の施設であろうと思ひます。これは今日の財政措置のしかたでは、地方債を發行して、その償還財源に見合つたものは交付税で埋めていくという仕組みをとつておられますので、短期間をとりましてそういうことになるわけですが、特に団地等がございまして、非常に急激に施設を整備していかなければならぬという市町村におきましては、こういったような財政状態にならざるを得ないだらうというふうに考へております。

○加瀬完君 それで、この人口増率の激しいところの自主財源増と歳出増とを比べてみますと、千葉市は自主財源は三倍に伸びましたけれども、歳出は四倍、市川は二・一に對して二・七、船橋は一・六に對して一・九、松戸一・九に對して二・七、柏一・八に對して二・六、習志野一・六に對して二・四と、歳出のほうが自主財源よりはるかにオーバーしているわけですが、社会増が激しいために。しかしながら、これに伴つて交付税なり国庫支出金なりというものが完全なカバーをしておりませんよ。そうすると、これはどうしたつて、いわゆる首都圏の影響による人口増のために、地方負担の赤字として残つてくる、こういう傾向がどうしてもあるだらうということはお認めになりますか。

○政府委員(柴田護君) 団地等が非常に大幅にできてまいりますと、どうしてもそこに入つてまいります人間は勤労者が多うございまして、あまり大きな税源にはならぬ。それに対して、学校、上下水道、その他の施設は緊急に整備をしなければならぬ、それでどうしても歳出が非常にオーバーするということにならうかと思ひますのであります。したがつて、お話のような千葉、埼玉県の人口急増団体におきましては、御指摘のような傾向が出るだらうということは想像にたくございませぬ。いままでもそういうことに対していろいろ諸般の措置をとつてまいりましたが、この措置が十分であるかどうかということにつきま

○政府委員(柴田護君) 税でいいますと、三十三年が五千四百億でございまして、三十七年が九千三百億、約倍でございます。それから交付税は、三十三年が二千二百億でございまして、三十七年は四千五百八十一億、これも約二倍でございます。

○加瀬完君 税も二倍ですか。

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 先ほど例にあげました千葉県の人口集中率の激しい町村でございまして、八千代町におきましては、歳入増は四倍、その内訳は、地方税は三倍に對し、地方債の伸び率は十五倍に對して。地方債を十五倍にして結局歳出とバランスを合はせておるわけですが、これは健全財政と

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 先ほど例にあげました千葉県の人口集中率の激しい町村でございまして、八千代町におきましては、歳入増は四倍、その内訳は、地方税は三倍に對し、地方債の伸び率は十五倍に對して。地方債を十五倍にして結局歳出とバランスを合はせておるわけですが、これは健全財政と

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 私、だからくれとか、だからどうだということではない。客観的に見て、結局、これからのものは一部解決をされても、いままでのものは一部残されると。おっしゃる通りに、一部は返ります、確かに。しかし、工場が来たとか、大きな財源が、何といひますか、新設されたり開発されたりすることなら返つてきますよ。しかし、人口二万か三万のところへ一万五千くらいの住宅公団が入つちやつて、これから上がる税収といふのは、これは平均税収、個人平均税収よりも低いんですよ。ところが投資は非常にかさむのです。そういう点がいままで非常に困つておつたわけなんです。そういうものは一部どうしてもこれだけでは解決できないという点は、私は残ると思ひます。

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 先ほど例にあげました千葉県の人口集中率の激しい町村でございまして、八千代町におきましては、歳入増は四倍、その内訳は、地方税は三倍に對し、地方債の伸び率は十五倍に對して。地方債を十五倍にして結局歳出とバランスを合はせておるわけですが、これは健全財政と

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 私、だからくれとか、だからどうだということではない。客観的に見て、結局、これからのものは一部解決をされても、いままでのものは一部残されると。おっしゃる通りに、一部は返ります、確かに。しかし、工場が来たとか、大きな財源が、何といひますか、新設されたり開発されたりすることなら返つてきますよ。しかし、人口二万か三万のところへ一万五千くらいの住宅公団が入つちやつて、これから上がる税収といふのは、これは平均税収、個人平均税収よりも低いんですよ。ところが投資は非常にかさむのです。そういう点がいままで非常に困つておつたわけなんです。そういうものは一部どうしてもこれだけでは解決できないという点は、私は残ると思ひます。

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 先ほど例にあげました千葉県の人口集中率の激しい町村でございまして、八千代町におきましては、歳入増は四倍、その内訳は、地方税は三倍に對し、地方債の伸び率は十五倍に對して。地方債を十五倍にして結局歳出とバランスを合はせておるわけですが、これは健全財政と

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 私、だからくれとか、だからどうだということではない。客観的に見て、結局、これからのものは一部解決をされても、いままでのものは一部残されると。おっしゃる通りに、一部は返ります、確かに。しかし、工場が来たとか、大きな財源が、何といひますか、新設されたり開発されたりすることなら返つてきますよ。しかし、人口二万か三万のところへ一万五千くらいの住宅公団が入つちやつて、これから上がる税収といふのは、これは平均税収、個人平均税収よりも低いんですよ。ところが投資は非常にかさむのです。そういう点がいままで非常に困つておつたわけなんです。そういうものは一部どうしてもこれだけでは解決できないという点は、私は残ると思ひます。

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 先ほど例にあげました千葉県の人口集中率の激しい町村でございまして、八千代町におきましては、歳入増は四倍、その内訳は、地方税は三倍に對し、地方債の伸び率は十五倍に對して。地方債を十五倍にして結局歳出とバランスを合はせておるわけですが、これは健全財政と

○政府委員(柴田護君) 詳細な計算をしてみなければお答えが正確ではございませぬが、若干同率よりかや落ちる程度だと思ひます。一〇％に對して一〇％弱、歳出の増加としてはそういう感じでございます。しかし、ところによりましては、そのふえ方によりまして急激にふえるということになりますと、逆に上回る場合も考えられ、平均してそんなものではないかと考えます。

○加瀬完君 私、だからくれとか、だからどうだということではない。客観的に見て、結局、これからのものは一部解決をされても、いままでのものは一部残されると。おっしゃる通りに、一部は返ります、確かに。しかし、工場が来たとか、大きな財源が、何といひますか、新設されたり開発されたりすることなら返つてきますよ。しかし、人口二万か三万のところへ一万五千くらいの住宅公団が入つちやつて、これから上がる税収といふのは、これは平均税収、個人平均税収よりも低いんですよ。ところが投資は非常にかさむのです。そういう点がいままで非常に困つておつたわけなんです。そういうものは一部どうしてもこれだけでは解決できないという点は、私は残ると思ひます。

赤字団体みだりに、現在はどうやら黒字を維持したけれども、単年度黒字にはなつたけれども、累積して計算すると、まだ赤字はたくさん残っているという団体もある。それらに對しても、現状の財政力指数というところで押えていくとするならば、これはちよつと問題が残るんじゃないか。そこで伺いたいのは、財政力指数というのは、いままでのマイナス面を全部帳消しをして、それで一という認定をするのか、それとも現年度で押えて一という認定をするのか、どっちですか。

○政府委員(柴田護君) 非常にむずかしい御質問でございます。それほど財政力指数というものを中心にものを考えたわけではございません。ごくすらすらと常識的に考えて、まあ交付税の行かないような府県なら利子補給を考慮してもらつてもいいじゃないか。東京や大阪に利子補給といったつておかしいじゃないか。しかし、その他の府県になれば、交付税ももらつてゐるんだし、利子補給は、その財政の程度に応じて、財政の力に応じて利子補給したらよからう、こういう考え方、利子補給について、財政力指数に応じて曲線を引いたのであります。

市町村につきましては、お話のように、県と若干事情を異にいたしますので、市町村につきましては、財政力というものは二次的に考えております。やはり事業量がふえれば、それに伴つて地方負担がふえるのだ、それに対する国の責任というものを国庫補助率のかさ上げという形で解決をしたい。しかし、それもあまりにも財政力の強い市町村になつてまいりますれば、やはり財政力に応じて考慮してもらひゃないか、こういう考え方でございます。新産、工特と比べました場合は、工業整備特別区域の關係とか、開発地域の關係とか、首都圏、近畿圏とかの開発地域の關係は大体同じと考える。近郊ではさらに財政力が強いだろうということで、そういう考え方に立つて補助率をかさ上げの財政力補正を強めた、こういう事情でございます。御質問のように、その財政力指数というものを中心にむずかしく考えたわけ

ではございません。しごくあつさり常識的に考えたつもりでございます。

○加瀬完君 そのあつさりと常識的に考えますとね、首都圏といつても近畿圏といつても、大阪の近郊の都市が好んで大阪の人口を吸収したいと言つて、新しく近畿圏の衛星都市という発展が行なわれたわけではないかと思ふ。首都圏にしても、首都圏の膨張によりまして、新しく人口増になつた都市はね、みずからの都市計画や市の意思で人口の吸収をしたわけじゃないわけですか。ひとりでにこり、好まないのにもかかわらずふえてきつた。それに一生懸命自己財源というものを

千葉県の友納知事は、これから公団一切入つてくるのはまかりならぬ——公団住宅の連中をつかまえて、おまえら入つてきたから、結局鉄道の問題やらなんとかいうやつかましい問題起つたのだと言つて物議をかもしましたけれども、結局、そういう自治体の首長ともすれば、言いたくもなる一面があると思ふのです。その議論が正しいとは言われませんが、これは社会事情によつて、首都圏といふものを整備をする必要があらうから、あいてるところに行くのは当然でありますけれども、受け入れるほうとすれば、受け入れてやるのだから、受け入れやすい方法というものを——講じてもらわなければ困るという考え方があつたわけですか。

したがつて、それだけ事業量がふえたわけですから、事業量がね。その都市固有の事業量じゃなくて、与えられた事業量がふえたわけですか。これはね、事業量のふえた分はふえた分として、その地域の財政にかかわりなく、やはりそういう意味の交付金なり補助金なり、交付税なりというものが算定されなければおかしいと思ふ。財政力指数というもので、おまえのほうで出せる分はこれだけ出せる、足し前だけやろうと、法案によれば、それは割り落しをかけたいくのです。割り落としかけられるほうは大きに迷惑する。好まないものに大いに事業量をふやされてしまつて、それ

で同じようにもらえるのを割り落としかけて割り引きされる、そういう矛盾が私は残ると思ひますけれども、どうでしょう。

○政府委員(柴田護君) そこは考え方と想ひのことでございますが、この市町村でも、住民が減ることにつきましては、これはさみしい思ひがするわけでございますけれども、まあ、先生は、来てもいたくないのかつてに來たとおっしゃいます。たけれども……。

○加瀬完君 いや、私が言ったのじゃない、千葉県の知事が言った。

○政府委員(柴田護君) どうも地元の市町村は、やはり歓迎する一面も持つてゐるわけですか。そうだからこそ、またいろいろ施設をつくつたり、あるいは陳情したりするといったようなことが行なわれるわけでありまして、必ずしもすべて好まざるわけではないと思ひます。

しかし、その議論はともかくとしまして、來たものに對しましては、やはり必要な措置を講じなければならぬ。しかし、それは來た瞬間から、私どもはやはり、市町村自身の行政そのものにならざるやうと思ひます。しかし、その原因をたずねますれば、おっしゃる通りに、別の要因が加わつてそういう行政の増加が起つてゐるわけでございますから、やはり交付税等におきましては、人口急増という面からつかまえて、割り増し調整をいたしますかたわら、公共事業につきましては、

国も片棒をかついで、公共事業について負担をふやす、こういう措置をとつた、財政力指数の高いものは力があるのだから、多少はその町の行政にもなつてゐるわけだから、多少の片棒をかついでもらふことは、これはやむを得ぬじゃないか、そういう考え方でございます。先生おっしゃる通りに、よけいなものが來たので、よけいな負担をかけるということには考へておらないわけでございます。

○加瀬完君 最初は、公団が來たり人口が移動してくることは、非常に歓迎をしておつたわけですが、しかし、いま歓迎をしてゐる市町村があまりすか、このまわりに。いまはみんな來てもらつては困るという態度ですね。それは人間がふえれば産業も興るし、平べったく言へば、売り上げも上がるし、それから税金も上がるし、地方財政も豊かになるだろうと思つたが、地方財政的には税金はあまり上がらない。買ひ物はみんな東京に行つてやつてしまつて、地元には金はあまり落ちない。要求することは激しくて、これに対する投資でもつてもう目を回してゐる。ですから、公団はもうまづびらだ、首都圏の膨張で人間が入つてくるのはまづびらだというのが、結局現在の首都圏の人口増に悩まされておる実情です。局長のおっしゃる通りにまだ歓迎したいところはおは、私どもの知つてゐるところではございませ

ん。はたせるものなら、いまあるものどこかに、若干のしをわけてもいいから持つていつてもらえるものなら持つていつてもいいという気持ちですね。首都圏といふもので整備をしようといふものであるならば、そういう既存の町村、市も含めて、市町村に犠牲を払わせてだけ首都圏整備をしようといふこと土台が、これはおかしいと思ひます。

あとで申し上げたいと思ひましたが、一例を一つ申し上げます。これは千葉縣柏市の団地に小学校ができました。三十九年に開設されました、生徒は百八十六人でございす。一年生が一番多くて四十三人、五年生は二十三人というクラスで、百八十六人。これが四十年には七百三十九人になりました。こゝしは九百十八人、四十六年になり

ますと三千二百九人にふえます。母子手帳あるいは出生した子供たちを全部推定いたしますと。百八十六人で、それだけしか学校の補助金もありません。しかし次に七百三十九人になりますから、それをもとにして市は金をつくって学校を建てなければなりません。しかしこれは補助金は、七百三十九人は現状ないから来ませんよ。ですから、補助金をもらわない、校舍を建てていかなければならない。それでしかも、ここでは学校の敷地がございせんのに、将来は三つの学校を建てなければならぬといふのです。これでは市町村としてはやり切れないのです。ありがたうございましてと初め言っていたけれども、ありがたうございましてと言えなくなつた。

ですから、これは財政力指数一じやございせんけれども、かりに一になりましたも、こういうものを返済していかなければならぬわけですから、一でありますから、首都圏整備に伴うところのもろもろの補助が割り落とされたといふことは、この法律の趣旨が、いままでも一犠牲を払つたところに潤つてこないのです。それで、いままでも一番ひどかった県は、これからはみんな警戒して、公団住宅なんかあまり求めせんから、また地価が上がつてしまつて、公団も出てこれませんから、費用をかけただけで、この恩典にはあまり浴せまいといふ、そういう面が出てくるわけですから、そこで、財政需要が異常に高いところは、財政力指数だけじゃなくて、先ほどの御説明にもございましてけれども、財政需要といふものにもつとウエイトを置いて、あまり割り落としかけないうといふことにこれは御考慮はいただけないものですかね。県はとにかく、市町村などはね。

○政府委員(柴田護君) 国庫補助のかさ上げ分につきましては、先ほど申し上げましたように、国庫補助金をかさ上げいたします場合に事業量補正を申しますか、事業がふえればふえたに従つて補助金もかさ上げをしていくという仕組みをとつております。ただ新産と違ひますのは、新産の場合に比べて全般的に財政力があるから、若干

財政力の割り落としといふものを新産の場合よりも少し強めにかけたといふことでございまして。市町村の場合には、財政力が一以上だから一切かさ上げをしないといふこととございせん。最低七・五%のかさ上げはあるわけでございます。

○加瀬完君 年に三分五厘をこえ八分に至るまでに相当する部分の額について、財政力に応じて国が補給をするといふことですね、補給額。

○政府委員(柴田護君) 利子補給は県の事業のことでございまして。市町村には補助率のかさ上げをとつております。市町村につきましては、先生がおっしゃいましたような配慮をされてはおるわけでございます。県につきましては、ごく率直に言ひまして、不交付団体の東京都や、あるいは大阪府、神奈川県といった不交付団体に利子補給といふのは、金額も少のうございまして、おかしうはないか。むしろそれはやめたほうがいいだろうといふことで、県につきましては、不交付団体については利子補給をしない、こういうたてまえをとつておるわけでありまして。

○加瀬完君 市町村はどういうことになりますか。

○政府委員(柴田護君) 市町村の場合は国庫補助金のかさ上げでございます。国庫補助金を割り増しをする、こういうやり方をいたしたわけでございます。したがって、地方債におきましては、利子補給その他の問題は考えておりません。

○加瀬完君 そうすると、いままでも地方負担額が一億であったものが、今度地方負担額がかさ上げで三千六百万減らされますから六千四百万といふことに、一例をあげればなるという方式ですね。そうすると六千四百万といふのは、しかしやはりこれは地方が負担をしなければならぬものですかね。

○政府委員(柴田護君) そのとおりでございます。これは必要支出として生まれてきたものでしょう。責任は一体地方にありますかね。社会増とい

り、いわゆる首都圏整備という、自然といひますか、社会現象によつて人口がふえてきたり、あるいは事業量がふえてきたりしたことで、その自治体みずから六千四百万金を出して事業をしたいといふ、自治体固有の要求によつてこれは支出すべきものではない。出したくないで済むなら出したくない金を出させられてゐることですね。かさ上げしてやることはわかりましたよ。三千六百万、まことにありがたうございしますが、出さなければならぬ、六千四百万を出さなければならぬといふ問題は一つも解決しておらない。

○政府委員(柴田護君) 国家が住民にそちらへ行けと命令したわけでもないわけでございます。その場合、全部動員が国にあるとも言えない。まあ最終的に見れば、政府自身の問題になるかもしれないけれども、行政という形から見ますならば、やはりその問題に対する、そういう人口の急増という事態に対する措置をいたしましては、やはり国も地方も一緒にやるべきではないか、一体となつてやるべきものじゃないか。したがって、国も全然責任を負わないといふわけにはいかないのでございまして、国としては国庫補助金等をかさ上げをして責任をとつたあとは、地方でやつて、地方も協力してほしい、こういうことだろうと思つてございまして。

したがって、地方負担額そのものの問題につきましては、先ほど冒頭に申し上げましたように、今日の人口急増の問題がそれではないかとございす問題は、財源調整としてあると思つてございす。したがって、そういうような問題をさらに検討いたしてまいりまして、こういう問題についての地方財政負担が過重にならないように十分措置してまいりたい、かように考えております。

○加瀬完君 たとえば、公団を目のかたきにするわけじゃありませんが、公団ができる、しかも、その公団に入る人口といふのは、まあ適切なことばではありませんが、生産年齢人口で子供がふえてくるのです。学校が大体各自自治体の町内とか部落とかいうことになれば、社会増がなければ見

児童徒の数といふものはあまり変化がありませんけれども、公団は、さつきも言つたとおり、年々累増しますから、これに対して、学校施設一切はその自治体の責任でやれといふところに、私は初めから無理があると思う。そういう公共施設といふものはもつと国が、あるいは公団なりが自分の財源責任といふものを持つべきじゃないか。また、こういう形にしても、これは五〇%以上どうしたつて地方が持たなければならぬことになりますよ。さつき局長も御説明のように、持つても、将来償還されてくる財源のめどがあれば、いま一億出したつて、五〇%負担したつて、それが六〇%になつて返つてくるならば心配はございせんけれども、社会施設に対する投資といふものは、それによつて返つてくるものじゃないんです。学校をつくる、病院をつくる、公団をつくる、道路をつくるといったようなものは、それによつて返つてくるものじゃないですから、財源的には、だから、かさ上げというだけではこれは根本的な解決にならないじゃないか。また、ほんとうの意味の首都圏整備といふのは、これは首都圏の方の方にお考えいただくかなければならぬが、首都圏を整備する財源措置といふものは、自治省のこういう既存の財源が何かにかましておかないで、公団なら公団、あるいは政府機関ならこれから進出する機関といふものに対して、やはり一応の責任といふものを私は負わすべきだと思つて。

いま財源がどんなに困つてゐるかという点を申し上げますよ。三十三年と三十七年で次の都市では、この期間は、先ほど申しましたように、人口増のわりあい大きかつた時期でございまして、いまま自主財源と歳出の伸びと比べてみます。千葉が自主財源が三倍に對して歳出は四倍、自主財源の一・三倍に對して歳出は四倍、市川は自主財源の二・一に對して歳出が二・七ですから一・三倍、松戸が自主財源の一・九に對して歳出が二・七、一・四倍、柏が自主財源の一・八倍に對して歳出は二・六倍、一・四倍、こういうふうに、自

主財源が相当ふえてきたらうとおっしゃられますけれども、自主財源の伸びよりも都市化のために出さなければならぬ歳出というものが一・二倍ないし一・四倍というふうに大きいのですよ。その面は、これはほとんど地方債等でまかなわなければならぬことになってくる。これは累積赤字というものが相当あるわけです。一つの団地なんかがあると、団地の付近の整備をするために、ほかのほうの整備ができないといういろいろの矛盾も生じてくる。これをたな上げにしましても、今後の首都圏整備、近畿圏整備というものをやらせても、やられないよりはいいですけれども、ほんとうの意味の首都圏整備にも近畿圏整備にもならない、この点はいかがですか。

○政府委員(柴田護君) 入ってくる人間の所得がどうなっているかということに関連があると思うのでございますが、御指摘になりました四市の財政状態は、おそらくこういふことになるだろうと思ひます。それはやはり、その間施設の整備を急ぎます必要があるもので、地方債発行をもつて埋めているというのが実情であらうと思ひます。まあ、そういうやり方がいいのか、あるいはもう少しいろいろなやり方がいいのかというふうなことから、これもちょっと申し上げましたけれども、団地を造成する場合の財政措置として、今日の公団住宅等のやり方では十分じゃないだろう。したがって、これも御指摘がありましたように、団地とその周辺も含みまして整備ができる、市町村の一体性が確保できるというために、団地のつくり方、それに対する財政負担、その市町村に引き継ぐ場合の引き継ぎ方といったようなことについて、関係各省と実は話を進めておるわけでございます。しかし、地方債の償還財源というものを考えてまいりますれば、やはり将来の問題といふたしまして、こういうものをどのような形で基準財政需要の中に繰り込んでいくかという問題が残されているわけでございます。財政力指数をはじきます場合には、人口急増補正の考え方によりまして財政力指数が変わってくるわけでございます。

す。つまり、基準財政需要額がふえていくわけでございますので、そういうことを考えてまいりますと、基準財政需要額の算定そのものも問題が一つある。

で、一番問題なのは、人口急増補正というのをどういう形で合理化していくかという問題になるわけでございます。したがって、さらにそういうものを合理化をいたしてまいりまして、財政力指数との、何と申しますか、適正化といふことが、いろいろのものとあわせて、こういふ人口急増市町村の財政が不当に圧迫されないようにつとめてまいりたい、かように思ひ次第でございます。

○加瀬完君 そのいま御説明のありました人口急増補正と財政力指数との均衡というものが、私ははかられておらなかったと思ひます。先ほど伺いました三十三年度と三十七年度の交付税、国庫支出金も、大体二倍に伸びておる、税収入も二倍に伸びているというお話でございます。先ほどあげました各都市の自主財源と交付税、国庫支出金、地方債の比を調べてみますと、千葉は自主財源が三倍になりました、交付税は一・七倍、国庫支出金は三倍、地方債は五倍でございますから、これは大体全国の平均にきておりますね。市川は自主財源が二・一倍、交付税は〇・七、七〇％ですね。国庫支出金は一・五、一五〇％、地方債が十一倍、これは比率がとれておりませんね。船橋は自主財源は一・八、全国より低い、交付税は〇・〇七、ただの七％に落ちておる。国庫支出金は二、これは全国の平均、地方債は四、八千代町は自主財源が二・五、全国の平均、交付税は二・一、国庫支出金は二・三、しかし、あまりの膨張に、先ほど申しましたとおり、十五倍の地方債を求めなければならぬという状態ですね。自主財源といふ点からいへば、確かに一応船舶では財政力が高くなりまして、交付税は七％に減るということになりまして、交付税は七％に減るということになれば一・八ですから、そう高くはない、しかも国庫支出金もそんなに伸びていない、ところが人口は非常に伸びている、そういう意味の事業量は

ふえているということになりますと、どうも私は人口急増補正というものが完全に行なわれておった。完全に行なわれておったというのは、地方団体が人口急増のために要する事業量をまかなうに十分な補正というものは行なわれておらなかったのではないかと。補正の面でももう少し、これはかさ上げだけではなくて考えてもらふ必要があるように思ひますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(柴田護君) 決して強弁するわけではございませんが、御指摘のような点がございまして。それは人口急増市町村におきます施設の整備というもののについて、地方債でもとかく施設を整備しよう。そしてその耐用年数分のいわば減価償却額というものを補正係数に繰り込んでいくという、こういうやり方をやっていたわけでございます。したがって減価償却額と地方債の償還とが合わない場合には、ちょうど水道事業についていろいろありますような問題が起こってまいっておるわけでありまして。したがって、私どもも人口急増補正のやり方に問題があるのだということ、ここ二、三年、この合理化についていろいろの検討を加え、年ごとに少しずつこういうものに改善を加えておる、こういう状況でございます。

なお、さらにこの間のギャップの問題につきましては改善をしてみたいと考えております。どこに問題があるかと申しますと、やはりその耐用年数に應ずる額、つまり減価償却費相当分を繰り込むやり方と、現実の地方債の償還額とのギャップ、これをどうにかついでカバーしていくかというところに基本的な問題があるかと思ひわけでございます。態勢補正係数の基礎になりまして施設の耐用年数をきめます場合に、施設の建設費をどう組むかという問題と合わせて、それに見合う地方債というものをどう見るか、そのできまます施設の耐用年数をどう見るかというふうなところに問題点があるかというように、現在のところ考えておる次第でございます。

○加瀬完君 これで終わりますが、これは技術的に、何も特別に財源措置をしなくてもできることですから、御考慮いただきたいと思ひわけでございますが、先ほど例に引きましたけれども、これは豊四季団地というものが柏市にできまして、その小学校が、先ほど申しましたとおり、三十九年には百八十六人で始まりまして、四十一年には百八十八人、四十六年には三千二百九人にふえるという推定されておるわけでございます。それによりまして、教率は、来年は五学級でございますが、四十三年には十二学級、それから四十六年には五十五学級という不足を来すわけでございます。しかし、五十学級不足を来したあとでなければ、四十七年でなければこの五十学級の不足分の校舎の建築というものは、やりまして補助の対象にはならないわけですから、その何カ月間というものは、子供は教室みないなところか、あるいは一学級にたくさん押し込むという形で授業をしなければならぬということになる。

そこでこれをはつきりと、もういろいろな数字から学級増が見込まれるわけですから、それを毎年三学級、五学級とふやしておつてはしかたがございせんから、将来の三、四年の先ぐらいいまで、五年、六年とは言いませんが、見通して、そこに二十学級なら二十学級、二十五学級なら二十五学級というものを建てさせてもらつて、それに建築補助の対象にしてもらつてということになる、町村財政からも非常にいいことだと思います。そういう方法はとれませんか。

○政府委員(柴田護君) ひとつはお話でございます。公団の団地の中の学校につきましては、お話のような点は多少考慮に入れて、公団で代替策をいたしております。問題は、その他の市町村の場合に、そういうふうなやり方を大幅に取り入れるかどうかという問題でございます。今日では残念ながら国庫補助金に對しまして、地方債に對しまして、そういう考慮はあまり払っておりません。しかし、これは先ほど御指摘のとおり、合理的なやり方とは私も考えております。

ん。よく研究をして改善をいたしたいと考えます。

○加瀬完君 ですから、首都圏整備とか近郊都市整備というもののワクの中に入ったところは当然人口増があるわけですから、人口増の何十％というふうにふえてくる激しいところは、やはりそういう措置を考えていただかないと、いまでは全くその首都圏の中に入れられたためにどうにもしかたがないという状態に追い込まれておりますから、これをひとつお考えをいただきたいと思ひます。

○委員長(岸田幸雄君) それでは本案に対する本日の審査は、この程度にいたします。

次回は六月二十三日午前十時開会の予定にいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十六分散会

六月十日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、個室付トルコ風呂営業規制に関する請願
(第二七二二号)(第二七二三号)(第二七二八号)(第二七二九号)(第二七五二号)
一、戦傷病者に対する地方税減免等に関する請願(第二七四五号)

第二七一二号 昭和四十一年五月三十一日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保三ノ二ノ

七 佐田信子

紹介議員 市川 房枝君

トルコ風呂の入浴施設として個室を設けた場合、その個室で女子が客に接することをすみやかに法で禁止されたい。

理由

日本婦人有権者同盟武蔵野支部では、武蔵野市のトルコ風呂設置反対協議会に協力し、この法規制が一日も早く実現するよう運動してきたが、いまだにその実現を見ず、誠に遺憾に思つていたと

ころ近々、第二トルコ風呂が建設されようとしてゐる。

第二七二三号 昭和四十一年五月三十一日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市関前五ノ一、二七

〇 桜井峯野

紹介議員 林 堀君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二七二八号 昭和四十一年六月一日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町四ノ一

五ノ一九 小池順子

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二七二九号 昭和四十一年六月一日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町四ノ七

ノ二二 福井俊子

紹介議員 林 堀君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二七五二号 昭和四十一年六月二日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町四ノ二

二ノ九 小竹美知

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二七四五号 昭和四十一年六月一日受理
戦傷病者に対する地方税減免等に関する請願

請願者 横浜市中区日本大通泉内神奈川

県傷痍軍人妻の会内 塚本美月外

一名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二二六五号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、個室付トルコ風呂営業規制に関する請願
(第二七七二二号)(第二七九二二号)(第二八二三号)(第二八四〇号)(第二八五六号)

第二七七二二号 昭和四十一年六月三日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町三ノ九

ノ一二 林あや子

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二七九二二号 昭和四十一年六月六日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町四ノ二

五ノ一五 宮崎和子

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二八二三号 昭和四十一年六月七日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市八幡町四ノ四〇

〇 松村秀子

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十一年六月八日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市西久保一ノ一ノ

九 田上喜美

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二八五六号 昭和四十一年六月九日受理
個室付トルコ風呂営業規制に関する請願

請願者 東京都武蔵野市八幡町四ノ四二〇

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二七一二号と同じである。

第二十六号中正誤

ベシ 段行 誤 正

四 四 終わり れた とれた

第二十七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

五 一 終わり 千五百ないし千 千五百ないし

一〇 二 終わり 無事 無事

二五 一 終わり 既応 即応